

地下水汚染について

岡崎市が平成17年6月に地下水の水質測定計画に基づいて調査した結果、市内定国町で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過しましたので公表します。

記

1 調査結果

調査地点	環境基準超過項目	検出濃度	環境基準値
定国町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	13 mg/l	10 mg/l

2 対策

汚染の原因は不明であり、今後は周辺調査を実施して汚染範囲の確定を行う予定です。なお、井戸所有者に対して飲用について指導し、今後も継続して監視していきます。

備考

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- (1) 窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。
- (2) 硝酸塩及び亜硝酸塩は、肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。
- (3) 健康影響として、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息を起こす。）を起こします。
- (4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの窒素も、富栄養化の要因物質になります。
- (5) 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、硝酸イオン、亜硝酸イオンの濃度をそれぞれ窒素濃度に換算したものの和として、10mg/l以下とされています。